

第 15 章 評価書案から評価書への修正事項

「福岡県環境影響評価条例技術指針」(平成 25 年 10 月 1 日 告示第 1497 号)に基づき評価書案に記載した事項の修正内容及び理由を以下に示します。

評価書案		評価書		理由
頁・図表番	記載内容	頁・図表番	記載内容	
P2-3 図 2-1.1 P7-7 図 7-3.1 P7-12 図 7-3.2 P7-18 図 7-3.3 P7-22 図 7-3.5 P7-48 図 7-3.11 P8.1-4 図 8-1.2 P8.1-47 図 8-1.18 P8.1-56 図 8-1.21 P8.2-9 図 8-2.2 P8.2-34 図 8-2.13 P8.3-7 図 8-3.2 P8.10-3 図 8-10.1		P2-3 図 2-1.1 P7-7 図 7-3.1 P7-12 図 7-3.2 P7-18 図 7-3.3 P7-22 図 7-3.5 P7-48 図 7-3.11 P8.1-4 図 8-1.2 P8.1-47 図 8-1.18 P8.1-56 図 8-1.21 P8.2-11 図 8-2.2 P8.2-36 図 8-2.13 P8.3-7 図 8-3.2 P8.10-3 図 8-10.1	工事車両走行ルート(想定)の修正	走行ルート(想定)の修正による訂正
P2-17 図 2-3.3(1) P2-18 図 2-3.3(2)		P2-17 図 2-3.3(1) P2-18 図 2-3.3(2)	汚濁防止膜の設置計画の変更	関係機関との調整を踏まえ変更
P3.1-32 表 3-1.18(1) P3.1-33 表 3-1.18(2) P3.1-40 表 3-1.22(1) P3.1-41 表 3-1.22(2) P8.4-12 表 8-4.10 P8.4-15 表 8-4.11(5)		P3.1-32 表 3-1.18(1) P3.1-33 表 3-1.18(2) P3.1-40 表 3-1.22(1) P3.1-41 表 3-1.22(2) P8.4-12 表 8-4.10 P8.4-15 表 8-4.11(5)	注釈に「大腸菌群数については令和 4 年 4 月に環境基準が改定され、「大腸菌数」となっています。」を追加	基準改定

評価書案		評価書		理由
頁・図表番	記載内容	頁・図表番	記載内容	
P3. 1-35 表 3-1. 19(1) P3. 1-36 表 3-1. 19(2) P3. 1-37 表 3-1. 19(3) P3. 1-38 表 3-1. 19(5) P3. 1-42 表 3-1. 23 P3. 1-44 表 3-1. 25 P8. 4-19 表 8-4. 12(1) P8. 4-21 表 8-4. 12(3)		P3. 1-35 表 3-1. 19(1) P3. 1-36 表 3-1. 19(2) P3. 1-37 表 3-1. 19(3) P3. 1-38 表 3-1. 19(5) P3. 1-42 表 3-1. 23 P3. 1-44 表 3-1. 25 P8. 4-19 表 8-4. 12(1) P8. 4-21 表 8-4. 12(3)	注釈に「六価クロムは令和 4 年 4 月に環境基準が改定され、環境基準は「0.02mg/L 以下」となっています。」を追加	基準改定
P3. 2-58	環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号<改正>平成 31 年 3 月 20 日 環境省告示第 62 号)は、	P3. 2-58	環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号<改正>令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 62 号)は、	基準改定
P3. 2-58	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号<改正>令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示第 35 号)は、	P3. 2-58	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号<改正>令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 63 号)は、	基準改定
P3. 2-59 表 3-2. 33 P3. 2-64 表 3-2. 36	六価クロム 0.05mg/L 以下	P3. 2-59 表 3-2. 33 P3. 2-64 表 3-2. 36	六価クロム 0.02mg/L 以下	基準改定
P3. 2-59 表 3-2. 33	出典:「水質汚濁に係る環境基準について」昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号<改正>平成 31 年 3 月 20 日 環境省告示第 46 号	P3. 2-59 表 3-2. 33	出典:「水質汚濁に係る環境基準について」昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号<改正>令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 62 号	基準改定
P3. 2-60 表 3-2. 34(1)	大腸菌群数 A 類型 1,000MPN/100mL 以下	P3. 2-60 表 3-2. 34(1)	大腸菌数 A 類型 300CFU/100mL 以下	基準改定
P3. 2-60 表 3-2. 34(1)	備考 2: 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とします。	P3. 2-60 表 3-2. 34(1)	備考 2: 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とします。	基準改定
P3. 2-62 表 3-2. 35(1)	大腸菌群数 AA 類型 50MPN/100mL 以下 A 類型 1,000MPN/100mL 以下 B 類型 5,000MPN/100mL 以下	P3. 2-62 表 3-2. 35(1)	大腸菌数 AA 類型 20CFU/100mL 以下 A 類型 300CFU/100mL 以下 B 類型 5,000CFU/100mL 以下	基準改定
P8. 1-28	1.2.2 造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働による二酸化窒素	P8. 1-28	1.2.2 建設機械の稼働による二酸化窒素	造成等の施工による一時的な影響は対象としていないため訂正

評価書案		評価書		理由
頁・図表番	記載内容	頁・図表番	記載内容	
P8. 1-28	対象事業実施区域周辺における造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働（以下、「建設機械の稼働等」という）による二酸化窒素について、予測を行いました。	P8. 1-28	対象事業実施区域周辺における建設機械の稼働（以下、「建設機械の稼働」という）による二酸化窒素について、予測を行いました。	造成等の施工による一時的な影響は対象としていないため訂正
P8. 2-1 表 8-2. 1 P8. 2-2 表 8-2. 2 P8. 2-2 表 8-2. 3 P8. 2-5 表 8-2. 5 P8. 2-6 表 8-2. 6 P8. 2-6 表 8-2. 7		P8. 2-1 表 8-2. 1 P8. 2-2 表 8-2. 2 P8. 2-3 表 8-2. 3 P8. 2-7 表 8-2. 5 P8. 2-7 表 8-2. 6 P8. 2-8 表 8-2. 7	令和 3 年度に実施された移転訓練に関する調査結果等の追加	調査結果が公表されたため追加
P8. 2-13	地点 D-4 市道・行橋市袋迫では、いずれも環境基準値を満足する結果となりました。 時間ごとの調査結果を表 8-2. 12 に示します。	P8. 2-15	地点 D-4 市道・行橋市袋迫では、いずれも環境基準値を満足する結果となりました。 なお、騒音規制法による自動車騒音の要請限度と比較した結果、いずれの地点においても昼夜ともに要請限度を下回っていました。 時間ごとの調査結果を表 8-2. 12 に示します。	要請限度との比較について追加
P8. 2-13 表 8-2. 12		P8. 2-15 表 8-2. 13	要請限度との比較に関する項目等の追加	要請限度との比較について追加
P8. 2-44	PD-2 地点については、現況値が環境基準値を上回りますが、工事用車両の走行時における騒音の現況値からの増分は 0dB であることから、影響は小さいと予測されます。	P8. 2-46	PD-2 地点については、現況値が環境基準値を上回りますが、工事用車両の走行時における騒音の現況値からの増分は 0dB であることから、影響は小さいと予測されます。 なお、騒音規制法による自動車騒音の要請限度と比較した結果、いずれの地点においても予測結果は、要請限度を下回っていました。	要請限度との比較について追加
P8. 2-44 表 8-2. 30		P8. 2-46 表 8-2. 31	要請限度との比較に関する項目等の追加	要請限度との比較について追加
P8. 2-46	予測結果と「騒音に係る環境基準について」に示される環境基準値と比較しました。	P8. 2-48	予測結果と「騒音に係る環境基準について」に示される環境基準値及び「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」の要請限度と比較しました。	要請限度との比較について追加

評価書案		評価書		理由
頁・図表番	記載内容	頁・図表番	記載内容	
P8. 2-46 表 8-2. 32		P8. 2-48 表 8-2. 33	要請限度との比較に関する項目等の追加	要請限度との比較について追加
P8. 4-89	予測計算において、汚濁防止膜の高さは水深に応じて設定し、汚濁防止膜設置位置では透過しないものと設定しました。	P8. 4-98	予測計算において、汚濁防止膜の高さは水深に応じて設定します。汚濁防止膜の効果については、気象、潮流等の条件により不確実性が伴いますが、予測条件としては、「港湾工事における濁り影響予測の手引き」(平成 16 年 4 月 国土交通省港湾局)を踏まえ、鉛直方向に汚濁防止膜が存在する部分は透過しないものと設定しました。	不明確な表現を修正
P8. 4-90 図 8-4. 21 (1) P8. 4-91 図 8-4. 21 (2) P8. 4-92 図 8-4. 21 (3) P8. 4-93 図 8-4. 21 (4)		P8. 4-99 図 8-4. 23 (1) P8. 4-100 図 8-4. 23 (2) P8. 4-101 図 8-4. 23 (3) P8. 4-102 図 8-4. 23 (4)	汚濁防止膜の設置計画の変更及びそれに伴う予測の差し替え	関係機関との調整を踏まえ変更及び再予測結果に差し替え
P8. 5-3 図 8-5. 1		P8. 5-3 図 8-5. 1	UAV 空撮調査範囲の追加	調査範囲の追加
P8. 5-5 図 8-5. 3		P8. 5-5 図 8-5. 3	UAV 空撮調査結果の追加	調査範囲の追加
P8. 6-52	環境配慮事項のうち、環境配慮事項として工事实施前に確認された場合、	P8. 6-57	環境保全措置のうち、環境配慮事項として工事实施前に確認された場合、	誤謬修正
P12-1	代表者氏名：渡邊 俊光	P12-1	代表者氏名：生島 潤一	変更
—(該当ページなし)	—(該当なし)	P13-1～2 P14-1～4 P15-1～4	以下を追加 第 1 3 章 評価書案についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及びそれに対する事業者の見解 第 1 4 章 評価書案についての関係市町村長の意見及びそれに対する事業者の見解 第 1 5 章 評価書案から評価書への修正事項	評価書案から評価書への更新により追加